

# ご自身の年金額をご確認ください

令和2年度の年金額は原則0.2%増額されることとなりましたので、同封の「年金額改定通知書」にて、改定後の年金額をお知らせしています。

また、年金額の改定に伴い、令和2年6月定期支給期（令和2年4月・5月分）から年金の支給額が変わります。

「年金額改定通知書」と一体となっている「年金支払通知書」にて、支給額をご確認ください。



## 年金額改定通知書・年金支払通知書の見方

見本

年 金 額 改 定 通 知 書

基礎年金額番号 9999999999 受給権者の氏名 公立 太郎  
 年金証書記号番号 33-12345678 受給権者の生年月日 昭和30年12月1日

年金額		1	2	3	4
年金の種類	年金コード	開始年月	基本となる年金額円	加給年金額または加算額円	支給停止額円
老齢厚生年金(特別)	1130	令和2年4月	1,255,435	0	
退職共済年金(特別)	1170	令和2年4月	246,731		
事由					法令改正による改定

---

年 金 支 払 通 知 書

送金日 令和2年6月15日  
 支那 種別 年金証書記号番号 13 33 12345678  
 基礎年金額番号 9999999999

年金種類	コード	老齢厚生年金	1130	退職共済年金	1170
一期額		209,239		41,121	
介護保険料					
後期高齢保険料					
所得税額					
住民税額					
※ 同一口座に一口で送金します。					
差引支給額		¥209,239*		¥41,121*	
金融機関	シギ	(※)	シギ	(※)	
店舗	スルガダイ		スルガダイ		

### 年金額改定通知書の見方

- 1 基本となる年金額**  
改定後の年金額を表示しています。
- 2 支給停止額**  
支給停止される額がある場合は、その額を表示しています。
- 3 支給年金額**  
支給停止額がある場合に、実際に支給される額(年額)を表示しています。
- 4 事由**  
改定の事由を表示しています。ただし、支給停止額がある場合は、支給停止の事由を優先して表示しています。

### 年金支払通知書の見方

- 5 一期額**  
改定後の年金額(支給停止額がある場合は支給年金額)の2カ月分の額(円未満の端数切り捨て)を表示しています。
- 6 社会保険料など**  
介護保険料や税金など、年金から徴収される額を表示しています。
- 7 差引支給額**  
実際に年金の受取口座に送金される額を表示しています。

今回同封した年金支払通知書は、6月・8月・10月定期支給期の支給内容です。

なお、6月定期支給期以後に支給額等が変更となった方には、変更後の年金支払通知書を8月または10月定期支給期に送付します。支給額等に変更がない方は、12月定期支給期に次回の年金支払通知書を送付します。

## ～令和2年3月末の退職により当共済組合の組合員資格を喪失した方へ～

組合員として在職中であつたために年金が支給停止となっている方は、退職後に支給停止の解除等（退職改定）を行います。この手続きは順次進めておりますが、手続きの完了時期は8月定期支給期以降を予定しております。そのため、**6月定期支給期（4月・5月分）の年金は、在職による支給停止が解除されていない状態となります。**（「年金額改定通知書」の事由欄には「在職停止」という文言が印字されています。）

支給停止の解除により追加支給となる年金（6月定期支給期に送金できなかった年金）については、8月定期支給期以降、できるだけ早期にお支払いできるよう手続きを進めているところです。

お待たせすることとなりますが、ご理解くださいますようお願いいたします。



# 退職年金（年金払い退職給付）の請求手続きのご案内

平成27年10月以後に組合員として在職していた65歳になる方へ

退職年金は、被用者年金制度の一元化（平成27年10月1日施行）により、改正前の共済年金における3階部分（職域部分）が廃止されたことに伴い、地方公務員の退職給付の一部として、新たに設けられた積立方式による年金です。

平成27年10月以後に組合員として在職していた方が対象となり、次の受給要件①～③の全てに該当したときに請求することができます。

該当する方には請求書を送付しますので、手続きをお願いします。

### 受給要件

- ① 平成27年10月以後の1年以上引き続き組合員期間があること（平成27年10月をまたいで1年以上引き続き期間も含みます。）
- ② 65歳以上であること
- ③ 退職していること

### 請求書の送付時期

- すでに退職しており、65歳になる場合  
65歳到達月の3カ月前（偶数月生まれは4カ月前）
- 65歳以上で退職する場合  
退職時に支部から請求書をご案内します。

### 受給方法

退職年金の半分は「終身年金」、半分は「有期年金」として支給されます。

有期年金の支給期間は20年ですが、10年（または一時金）を請求時に選択できます。希望される受給方法を請求書で選択してください。（注：給付事由の発生から6カ月経過後に請求した場合、支給期間の選択はできず、20年となります。）

なお、一時金を選択して請求する場合は、退職金等の「源泉徴収票」が必要となる場合がありますので、必ず保管しておいてください。

### 退職年金のイメージ

（いずれかの受給方法を選択）

- ① 有期年金（20年）  
終身年金
- ② 有期年金（10年）  
終身年金
- ③ 一時金  
終身年金

- ⚠️ 退職年金を受給されている方が組合員となった場合、組合員である間は全額支給停止されます。
- ⚠️ 現職時から退職後までを通じた信用失墜行為等に対する支給制限措置があります。
- ⚠️ 受給中に亡くなられた場合は、有期年金の残余部分が遺族の方に一時金として支給され、終身年金は終了します。

年金払い退職給付のしくみは、当共済組合ホームページに掲載しています。

[トップページ](#) → [共済制度について](#) → [年金制度について](#) → [年金のしくみ](#) → [年金払い退職給付のしくみ](#)

をクリック

